

学校における働き方改革 学校における働き方改革取組方針(～H32年度)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～ 滋賀県教育委員会

- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進
- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備



主な取組（学校における働き方改革取組計画）

<p>1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実</p> <p>スクール・サポート・スタッフ配置支援事業 [小・中学校] スクール・サポート・スタッフを配置する市町に対して補助を実施 平成31年度当初予算案 57人分</p>	<p>5 教職員の勤務時間管理 勤務時間管理の徹底〔県立学校〕 学校における「働き方改革」を進めていく基礎として、これまでの自己申告の方法に、パソコンの使用時間を基礎として確認し、より適切な勤務時間の把握に向けた取組を進める。（市町は各教育委員会において勤務時間管理を実施）</p>
<p>2 部活動における教員の負担軽減</p> <p>部活動指導員配置促進事業〔中学校・高校〕 中学校、高等学校の部活動において、部活動指導員を活用し、課題解決に向けた取組を支援 平成31年度当初予算案 中学校 46人 高校27人配置</p>	<p>★ 年次有給休暇の取得促進の取組 年次有給休暇の取得促進（夏季休業期間における集中休暇の促進）〔全校種〕 年次有給休暇の取得促進を呼びかけるほか、お盆時期の1週間程度の県教育委員会の会議や研修を実施しない期間および学校閉院（休校）日を設定し年次有給休暇の取得を促進。</p>
<p>3 専門性を持った多様な人材の活用</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の推進〔全校種〕 いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進 平成31年度当初予算案 SC の配置・派遣 25,391時間 SSW の配置・派遣 210校</p>	<p>★ 働き方に対する意識改革 教職員の働き方に対する意識改革〔全校種〕 学校全体で働き方改革に取り組むとともに教員が自らの働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うという考え方のもと、教職員の意識改革を推進</p>
<p>4 家庭や地域の力を学校に生かす取組</p> <p>コミュニティ・スクール設置の推進〔全校種〕 地域学校協働活動推進員の配置の促進〔小・中学校〕 学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築することで、学校教育の質の向上を図る。 平成31年度目標 学校運営協議会を設置する公立学校の割合 40% 地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 40%</p>	<p>○平成31年度スケジュール○ 通常 取組計画による施策、事業の実施</p> <p>4月～ 中央教育審議会答申および文部科学省ガイドラインを踏まえた取組の検討 ⇒取組計画の更新</p> <p>6月 小中学校(教員)における勤務時間調査月</p> <p>7月 働き方改革に関する研修会の開催</p> <p>8月 お盆時期1週間程度に会議や研修を実施しない期間を設定・学校閉院(休校)日の設定</p> <p>10月 働き方改革に関する研修会の開催 小中学校(教員)における勤務時間調査月 教育委員会広報誌に取組を掲載</p> <p>1～2月 小中・県立学校における勤務時間の把握結果のとりまとめ 年次有給休暇取得結果のとりまとめ</p>